

仕 様 書

本工事は、奈良県立図書情報館に設置されている吸収式冷温水発生機（2台）のうち、老朽化し、機能が停止している1台を更新するものである。

1 工事名称等

工事名称：奈良県立図書情報館吸収式冷温水発生機更新工事
工事場所：奈良市大安寺西1丁目1000番地（奈良県立図書情報館）
工 期：契約後から令和7年1月31日（金）

2 総則

(1) 適用範囲

受注者は、設計図書（図面、入札説明書、仕様書、設計図書に対する質問回答書）に従い、責任をもって履行する。

仕様書に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、受注者の負担において行うものとする。

(2) 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行う。

届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。

(3) 書面の書式及び取扱

書面を提出する場合の書式は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員との協議による。

施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。

(4) 疑義に関する協議

図面及び仕様書に内容の相違がある場合または疑義が生じた場合には、監督職員と協議する。ただし、軽微なものについては監督職員の指示に従う。

(5) 軽微な変更

現場の納まりまたは取合い等の関係で機器及び材料の取付位置、または取付工法の変更などの設計変更を必要としない軽微な変更は監督職員の指示に従う。

(6) 発生材の処理

発生材のうち、発注者に引渡を要するもの以外はすべて関係法令等に従い適切に処理し、監督職員に報告すること。

(7) 関係法令等の遵守

工事の施工に当たり、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。

3 工事関係図書

(1) 施工計画書

受注者は、工事目的及び工事内容を理解した上で、契約締結後、工事の着手に先立ち、速やかに施工計画書を作成、監督職員へ提出し、承諾を受けること。

なお、施工計画書には次の事項を記載するものとする。

・工事概要 ・安全管理体制表 ・施工体制台帳 ・工程表 ・使用材料

(2) (1) 以外の提出書類

(1) に定める書類以外に次に定める書類を契約締結後速やかに提出すること。

- ・課税又は非課税事業者届
- ・現場代理人等通知書
- ・工事着工届
- ・その他設計図書に定める資料

(3) 工事写真

作業前後及び作業中の写真を撮影し、整理のうえ提出する。

4 工事現場管理

(1) 施工管理

設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。

工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び管理職員の指示の内容を周知徹底する。

(2) 施工条件

① 施工日及び施工時間は、次による。

ア) 奈良県立図書情報館の休館日※を除く日に実施するものとする。ただし、施設の運営に支障をきたす作業（大きな音・振動等を伴う作業、冷温水発生機の停止を伴う作業、搬入・搬出等）は年末年始（12月28日から1月4日まで）を除く休館日に実施するものとする。実施する具体的な日程については、奈良県立図書情報館の施設の運営に支障をきたさないよう、協議の上決定するものとする。

※ 奈良県立図書情報館の休館日は下記のとおり

- ・月曜日（祝日、振替休日に当たるときは、その次の平日）
- ・毎月末日（土、日、月曜に当たるときは、その前の平日）
- ・年末年始（12月28日から1月4日まで）

イ) 施工時間は原則として8時30分から17時15分までとし、それ以外の時間で作業をする必要がある場合は、予め発注者と協議するものとする。

② 養生

機材の搬入や工事の実施に当たり、機材及び建築物その他設備について、汚染または損傷しないよう適切な養生を行う。なお、建築物その他設備に損傷を与えた場合はすべて受注者の責任において対処する。

③ 整理、清掃、後片付け

工事に際して、当該工事に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。

(3) 施工中の安全確保

① 建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）及び建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け建設省営監発第13号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

② 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。

5 施工

(1) 一般事項

① 施工

施行にあたっては、当該施設の執務に支障のないよう工程を組み、やむを得ずそれらに支障が生じる場合には事前に監督職員に報告し、調整を図ること。

施工は、設計図書に従って行うが、これらに明示していない事項でも、施工上技術上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において行う。

②使用材料

本工事に使用する製品および諸雑材は、JIS 規格又は各々それに合格した品質優良な新品とし、監督職員に了承を得ること。

③工事写真

本工事施工については、工事写真、竣工写真を撮影すること。

④軽微な変更

機能上、構造上当然必要と認められる軽微なものは、監督職員と調整の上、本工事請負金額内で施工すること。

⑤完成渡し・取扱説明書の作成

工事完成に際しては、あらかじめ検査を行ったうえで監督職員に報告し、監督職員が完成検査を行う。

交換、また新規取り付けする操作盤及び各種機器等の製品は、製作年月日、機器番号等の表示を監督職員が指示する箇所に付し、別にその使用法、注意事項等の説明書を取りそろえて提出すること。

⑥工事保証

施工者は、工事完成後でも工事の不完全納入品の欠陥に起因する故障は、一年間の保障の責任において直ちに修理または良品と取り替えること。

⑦工事負担金

工事時の電力及び上水等は、当施設のものを使用できるものとする。

⑧廃棄物の処分

本工事において発生した廃棄物については、法令に基づき適正に処分すること。

⑨配管の取り回し及び本体の据付位置等の詳細について事前調査を十分に行い、既設設備との取合いを検討したうえで、新品の機器を既設の冷温水配管、冷却水配管、煙道、ガス配管、電源に接続するものとする。

⑩基礎については、既設を利用してよいが、必要であれば新たに施工するものとする。

⑪機器の搬入ルートは別紙図面のとおりとする。

⑫本業務を行うにあたり必要な機器及び消耗品は、受注者の負担とする。

⑬器具の取付に必要な部材の用意、器具の取付に必要な既設部分の加工、作業に必要な足場等の設置は受注者の負担において行うものとする。

⑭施工後、中央監視設備からの発停による動作確認を行うとともに、機器の運転、故障信号が中央監視設備に正常に表示されることを確認するものとする。

⑮その他、本工事にかかる現場確認、事前調査を十分に行い工事を実施すること。

(2) 工事概要

①下記、既設の吸収式冷温水発生機 1 台を更新

【既設機器】

機器名称 RED 吸収式冷温水機
型番 B03A150701
型式 REDGN015H
設置年月 2004 年 3 月
製造会社 荏原冷熱システム株式会社

②機器更新に係る工事

- 1) 機器設備工事
- 2) 配管設備工事
- 3) ガス配管設備工事
- 4) 自動制御設備工事
- 5) 電気設備工事
- 6) 撤去工事 等

- ③機器撤去に伴い撤去する既設配管類（撤去後、新品を取り付けるものとする。）
- ・冷温水配管関連
配管用炭素鋼鋼管 SGP（白）150A
バタフライ弁（SUS304 製）150A 2 個
 - ・冷却水配管関連
配管用炭素鋼鋼管 SGP（白）200A
バタフライ弁（SUS304 製）200A 2 個
Y型ストレーナ F型 200A 1 個
- ④撤去する配管に付属する計器類（撤去後、新品を取り付けるものとする。）
- ・温度計 4 個、圧力計 4 個
- ⑤上記配管類、計器類の他、本業務の実施、更新した機器の作動・運転に必要な機器及び消耗品は、受注者の負担とする。
- ⑥新品の吸収式冷温水発生機は下記の性能を満たすものとする
- ・冷凍・加熱能力(kW) 冷房：527 暖房：442
 - ・冷温水出口温度(℃) 冷房：7 暖房：60
 - ・電源：3φ200V
- 【想定機器】
- 機器名称 RHD 型吸収冷温水機
型 式 RHDGH015F
製造会社 荏原冷熱システム株式会社
- ⑦中央監視設備と交信する既設の信号は下記のとおりであり、既設を再利用するものとする。
- ・中央監視設備からの発停信号：有電圧パルス
 - ・機器の運転信号：無電圧 a 接点
 - ・機器の故障信号：無電圧 a 接点

(3) 機器仕様

既設品の仕様に関しては設計図書等のとおり。なお、取替・交換・代替品の仕様に関しては、5(1) 一般事項②使用材料に記載のとおりとする。

6 工事検査

(1) 工事完成通知

契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の①及び②に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。

- ①監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。
- ②「7 完成図書」の整備が全て完了していること。

(2) 工事検査

(1) の通知に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。

(3) 工事引渡

(2) の検査に合格した場合は、成果物を発注者に引き渡すものとする。

7 完成図書

(1) 完成図書

工事完成時には下記書類を監督職員へ提出し、承諾を得ること。

- ・工事完了報告書
- ・竣工図（2部）
- ・工事写真
- ・竣工写真
- ・使用機器図
- ・マニフェスト
- ・その他監督員が指示するもの、設計図書に定めるもの

8 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業

務を適正に履行すること。

- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
- ① 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - ② 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ③ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ④ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

9 その他

(1) 守秘義務

業務上知り得た内容は、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。